

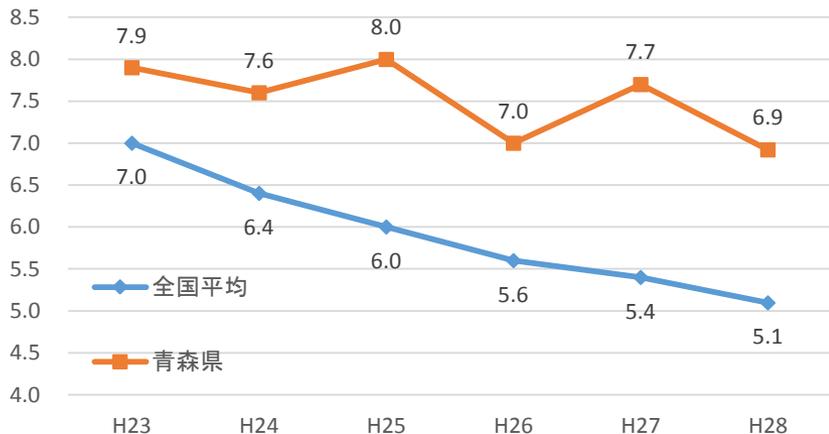
B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルス感染に起因する青森県肝炎総合対策の概要

1 肝炎総合対策の目的

- 本総合対策は、「肝炎対策基本法」や「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」を踏まえ、県のウイルス性肝炎に係る総合的な対策を推進するために策定するもの
- 計画期間：平成30年度～35年度（6年間）

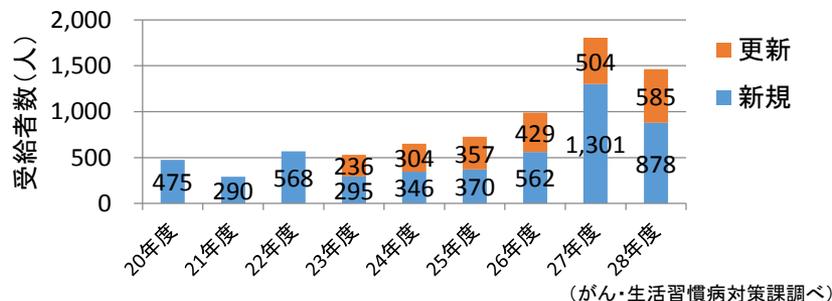
2 現状

(1) 75歳未満の肝がん年齢調整死亡率(男女計:人口10万対)の推移



(出典:国立がん研究センター)

(2) 肝炎治療受給者証の交付の推移



3 主な課題

- 肝がんの75歳未満年齢調整死亡率は、全国平均は減少傾向だが、青森県は近年横ばいの状況であることから、肝炎ウイルスに感染している者が適切な受診・受療につながっていない。
(H26:ワースト9位、H27:ワースト1位、H28:ワースト3位)

4 進行管理と評価

- 計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルを推進
- 目標項目等に係る現状把握のため、肝炎対策や進捗状況等を把握・検証し、毎年、「青森県肝炎対策協議会」に進捗状況を報告

5 全体目標・基本的な方向・県等が取り組む施策・主な指標

全体目標

- ①ウイルス性肝炎からの肝硬変・肝がんの移行者を減らす
- ②フォローアップ体制整備済市町村割合100%
- ③肝炎医療コーディネーター設置医療機関*割合100%
※医療機関(肝疾患診療連携拠点病院及び専門医療機関)

基本的な方向

市町村、医療機関、肝炎患者等を含む関係者と連携しながら、肝炎ウイルス検査結果陽性者のフォローアップ等を行い重症化予防を図りながら目標達成に向け、定期的に状況を把握し必要な施策を検討する。

県等が取り組む施策

(主な項目)

1 肝炎の予防のための施策

- (1)公開講座等を活用した正しい知識の普及啓発
- (2)妊婦健診等での啓発やB型肝炎ワクチンの定期接種の実施

2 肝炎検査の実施体制の充実

- (1)肝炎ウイルス検査の実施及び職場健診を含めた環境整備
- (2)要精検者を受診に結びつけるフォローアップ

3 肝炎医療を提供する体制の確保

- (1)肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会開催による診療体制の強化
- (2)医療従事者等への研修の実施
- (3)検査費用助成の周知及びそれを活用したフォローアップ

4 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成

- (1)市町村・医療機関の肝炎担当者への研修の実施
- (2)肝炎医療コーディネーターの設置

5 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重

- (1)「肝臓週間」と連携した集中的な普及啓発
- (2)肝疾患相談センターの更なる周知
- (3)肝炎患者等に対する偏見や差別防止のためのガイドラインの活用

6 その他肝炎対策の推進に係る重要事項

- (1)患者、家族への支援の強化・充実、
- (2)肝炎総合対策の見直し・報告等

主な指標

肝疾患死亡率

(ウイルス性肝炎、肝硬変、肝がん)

- ・現状:ウイルス性肝炎 3.1(H28)
- 肝硬変 8.0(H28)
- 肝がん(粗) 28.0(H28)
- 肝がん(年齢調整) 6.9(H28)

・目標:減

肝がん罹患率の減

- ・現状:16.0(H25)
- ・目標:減

フォローアップ実施体制整備済市町村割合

- ・現状:67.5%(H29)
- ・目標:100%

肝炎医療コーディネーター設置医療機関割合

- ・現状:未設置
- ・目標:100%